

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和2年8月19日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

1. 監査対象 都市整備課の令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 令和2年6月11日から令和2年6月29日まで

| 監査の結果（指摘、要望事項） | 措置の内容 |
|--|--|
| 都市公園等の公園施設の使用料及び占用料については条例により前納することと規定されているが、使用料等の納付が遅延しているものが見うけられる。納入期限の設定など関係法令等に基づいた適正な事務処理に努めること。 | 条例に基づき、前納となる納入期限を設定する等、利用者への周知を徹底し、適正な事務処理に努めます。 |